

日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程を改正する規程

日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程（平成11年8月19日制定，平成24年6月3日改正）を改正する規程を以下のように定める。

平成27年12月23日

日本地域学会理事会

日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程（平成11年8月19日制定，平成24年6月3日改正，以下，規程と呼ぶ）の第1条および第2条を，次の通り改める。

（目的）

第1条 この規程は，日本地域学会（以下，本学会）会則（以下，会則）第11条第2号および本学会機関誌規程第5条および本学会機関誌委員会規程（平成16年12月19日制定）（以下，委員会規程と呼ぶ）第9条の規定に基づき本学会機関誌『地域学研究(Studies in Regional Science)』への論文および提言（以下，学術論文等）の投稿の手続きおよびこれらの投稿された学術論文等の『地域学研究』への掲載の可否を決定するための手続きと審査規準等について定める。

（ジャンル）

第2条 『地域学研究』へ掲載される学術論文等は，委員会規程に定める機関誌編集委員会（以下，委員会）の議を経て次の各号の何れかのジャンルに分類される。

一 研究論文

二 提言

2 第1項の各分類は，査読のための便宜的な分類であり，これらの分類にかかわらず何れの論文も「査読付き学術論文」である。

附則

第1条 改正後の規程第2条の適用は，J-STAGE オンライン投稿審査システム（J-STAGE Online Submission and Review System powered by Editorial Manager / Scholar One Manuscripts）内のシステム変更が完了した段階で，本規程を施行する細則により行う。

第2条 この規程の制定にかかわらず，この規程の制定前における規程第2条第一号の研究論文，第二号の研究ノートおよび第三号の事例研究の各ジャンルは査読のための便宜的な分類であり，これらの査読のジャンルにかかわらず何れの論文も「査読付き学術論文」である。